

工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和について

日頃より、市契約行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、通信手段が発達した現在においては、工事期間全般にわたり現場代理人（主任技術者を兼務している場合を含む。）が常駐しなくとも、適正な工事の施工が可能な場合もあることから、福生市では、一定の条件を満たす場合には現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととし、併せて他の工事の現場代理人又は主任技術者等（兼務を含む。）と兼務が出来るように基準を定めます。

1 常駐を要しない期間

監督員と現場代理人との打合せ記録等により、明確にすることが必要です。

2 兼務を認める要件

①他発注機関

同一の場所又は近接した場所における密接な関連のある複数の工事について、同一の主任技術者の兼務が認められていることから、他発注機関が兼務を認める場合において、現場代理人又は主任技術者（兼務を含む。）との兼務を認めます（根拠法令：建設業法施行令第 27 条第 2 項）。ただし、監理技術者の兼務は法令上認められていませんので、現場代理人のみの兼務を認めます。

また、工期の重複する複数の工事請負契約を締結し、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の契約以外の契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、主任技術者又は監理技術者の兼務が認められていることから、他発注機関が兼務を認める場合において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（兼務を含む。）との兼務を認めます。

②福生市発注工事

兼務は 2 件までとし、合計の契約金額が 2, 5 0 0 万円未満、工事現場が共に福生市内である場合、原則として認めます。ただし、工事内容等から福生市が兼務困難と判断した場合、兼務を認めないことがあります。あらかじめ兼務を認めない工事については、指名通知等の際、仕様書等にその旨を明示します。また、①は、福生市発注工事についても同様です。

3 届出について

新たに従事する工事について、「現場代理人及び主任技術者等兼務届」に既に従事している工事に関する必要事項を記載し、福生市へ届け出てください。

4 基準について

「福生市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する基準」を定めました。
福生市公式ホームページに掲載しています。

5 適用開始日

平成 2 3 年 1 0 月 1 日以降に契約する工事請負契約について適用します。

問合せ先

福生市役所総務部契約管財課契約係

電話 0 4 2 - 5 5 1 - 1 5 3 9（直通）